

100
調停制度発足100周年

チョコレートプラネット さんの 調停体験記 ～ Tyoutei Taikenki ～



チョコレートプラネット のお二人に、東京家庭裁判所で、家事調停を体験していただきました。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に講じた上で実施しています。

■ゲスト紹介・略歴■

チョコレートプラネット。長田庄平さん（写真左）と松尾駿さん（写真右）のコンビ。平成 20 年、平成 26 年、平成 30 年キングオブコント決勝進出。平成 27 年 NHK 新人お笑い大賞受賞。コント、漫才、ものまねなどの多種多様な芸風で、多数のテレビ番組などに出演し、幅広い年代から人気を得ている。刑事裁判を舞台としたドラマにも出演。



調停って何？

裁判所が当事者双方から話を聴いて、話し合いによって紛争の解決を図る手続です。日常生活でトラブルがあり、うまく当事者同士で解決できない場合に利用することができます。

民事調停

例えば、お金を貸したけれど返してくれないなど、民事のトラブルを扱います。主に簡易裁判所で手続を行います。

家事調停

例えば、ある夫婦が離婚したいと思っているけれど、子どもの親権について話し合いがまとまらないなど、家庭のトラブルを扱います。家庭裁判所で手続を行います。

調停制度発足 100 周年

現在のような調停制度は、大正 11 年（1922 年）、借地借家調停法から始まりました。令和 4 年（2022 年）10 月に、調停制度発足 100 周年を迎えます。

そんなに昔からあるの？



調停ってどんな制度？



訴訟と比較した
調停制度のメリット

①柔軟で納得性の高い解決ができる

話し合いをして合意により解決するので、当事者にとって納得性の高い解決が可能です。

②手続が比較的簡単

法律の知識がなくても、一人で簡単に手続ができます。裁判所の窓口やウェブサイトに申立てのための書式や必要な書類をご用意しています。

③手続費用が安い

調停手続に必要な手数料は、訴訟に比べると低額です（例：離婚調停手数料 1,200 円とその他郵便料金）。

④秘密が守られる

訴訟のような公開の法廷ではなく、調停室という非公開の部屋で手続が行われるため、当事者以外の第三者に知られずに、調停手続をすることができます。



調停にはほかにも
こんなメリットが！

①調停で決めたことには判決と同じ強制力が付与される

調停で決まった内容が守られない場合には、財産の差押えなどの強制執行の手続を利用することもできます。

②法的な観点を踏まえた解決ができる

裁判所が関与することで、社会的、法的に妥当な解決をすることができます。

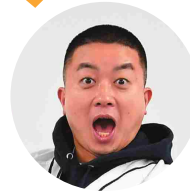
③解決に向けて専門性のある複数の職種が関与する

裁判官、調停委員、裁判所書記官、家庭裁判所調査官などが関与します。

離婚調停の手数料？

750 万円くらいですか（笑）

え、1,200 円ポッキリ?! 裁判所の専門家が関わってくれて、お手頃価格!



訴訟よりやさしいやつってことですね。手続が簡単なのにメリットいっぱい。プライバシーも守られて安心!

調停手続の流れ

申立て

原則として当事者からの申立て（申立書の提出）によって始まります。申立てをした人を申立人、話し合いたい相手を相手方と呼びます。

期日指定

申立人と相手方から事情を聴くための日時（調停期日）が指定され、双方に通知されます。

調停期日

裁判官と調停委員からなる「調停委員会」が、当事者双方から、お話をよく聴き、中立公平な立場から、調整をしたり解決案を示したりしながら、解決のお手伝いをします。

調停終了

調停成立

話し合いがまとまれば、当事者が合意した内容を記載した調書が作成されます。

調停不成立

話し合いがまとまらなければ、調停は終了となります。

調停に関わる人たち

裁判官と調停委員から構成される「調停委員会」、裁判所書記官、家庭裁判所調査官がチームとして、連携して紛争の解決を目指します。

裁判官

法律の専門家として、紛争についての法的な見通しを立てたり、チーム全体の最終的な方針を決めます。



瀧川裁判官

調停委員

地域社会で活躍されている方の中から任命されています。豊富な人生経験、社会経験、様々な専門知識を活かして、当事者から事実関係や意見を聴取したり、合意に向けた調整をするなど裁判官とともに紛争解決に当たっています。

弁護士や税理士等の資格をお持ちの方もおられますが、特別の資格は必要ありません。私は会社員を定年退職後、今までの仕事とは違うところでお役に立てればという思いで調停委員になりました。



西谷調停委員

定年まで会社員として勤めながら家事や育児、介護などをした経験を活かしたい、また、定年後に心理職の国家資格を取得したので、その専門性を活かしたいという思いから、調停委員になりました。



荒牧調停委員



色々な人がそれぞれの思いと得意分野を持って調停に関わっているんだね！

裁判所書記官

法的な手続の専門家として、調停手続全体が円滑に進むように、調停手続全体の進行管理、提出された書面などの保管、チーム内の情報の共有や調整などを担当しています。また、手続が公正に適切に行われたことを証明するという役割を担っており、例えば、調停成立の場面では、合意内容について、法的に効力のある書面にします。そのほかにも、当事者の方からの問い合わせに対応する大切な役割も担っています。



佐藤書記官

家庭裁判所調査官

心理学や社会学などの行動科学の知見や技法を活用して、紛争解決に向けた調査を行っています。例えば、離婚調停において、夫婦が子どもの親権について争っている場合に、子どもがどのような環境・状況で養育されているのかを実際に家庭を訪問して確認したり、保育園や学校から話を聞いたり、子どもと面接をして気持ちについて聴いたりして、子どもの意思を尊重した上で、どのような解決が望ましいか、調停委員会に提案をしたり、両親に子どもの視点で考えてもらえるように働きかけや助言をします。

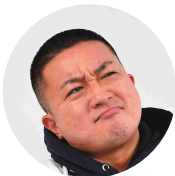


矢澤家庭裁判所調査官

家事調停を体験してみました

場面設定

結婚後7年目、5歳の子どもがいる夫婦間の調停。
お二人が夫婦役となり、第1回の調停期日の場を体験していただきました。



妻の言い分 夫の金銭感覚との相違や、夫が家事や育児に協力的でないことに不満を持っている。離婚して子どもの親権を得たいと考え、調停を申し立てた。



夫の言い分 自分としては家事・育児に協力していると思っているし、妻の金銭管理に問題があると感じている。幼い子どものためにも、できれば妻とやり直したいと考えている。



家事調停を体験してどうでしたか？



松尾 調停委員の二人が、本当に、ちゃんと聴いてくれているなと感じて、話しやすかったです。



長田 友達とか周囲の人に相談すると、どっちかの味方になってしまって、中立の立場で話を聴いてくれる人って、なかなかいないと思うんです。こうやって、第三者が中立の立場で話を聴いて、冷静に客観的な意見を言ってもらえると、ああ、そうか、俺もそういうところがあったんだなと思えて、考えさせられるところがあるので、ありがたいと思います。

調停手続で心がけていること

西谷 先入観を持たず、まず当事者の方々のお話を虚心にうかがうよう心がけています。また、調停手続を利用される方の多くは、一生に一度というレベルの重大な問題を抱えておられると思いますので、調停委員として、常に、人それぞれの大事に対面しているという恐れや矜持を忘れないようにしています。

荒牧 当事者の方と調停委員との間に信頼関係がないと、良い解決に向かわないので、当事者の方に本音を話していただけるような関係を築きながら、当事者の方が納得できる解決に向けてお手伝いするという気持ちでお話をうかがっています。

矢澤 家庭裁判所調査官としては、お子さんに関する調停に関与する立場として、「お子さんの目線で考える」ことを大切にしています。お子さんの様子を専門的な立場から調査した上で、ご夫婦に「お子さんの立場から考えてみませんか」と声掛けをすることもあります。



長田 子どもの気持ちって難しいですよね。僕も3歳の子どもの父親ですけど、3歳の子どもにちゃんとした自我があるのか判断が難しいですよね。
その日の気分やタイミングによって、パパ寄りな日とママ寄りな日がありますからね。



松尾 ちゃんと調停してもらった方がいいんじゃないの(笑)
うちの子どもはまだ1歳ちょっとなんで、あからさまにお母さんがいいってというのはありますね。本当はどうかって言うとよく分からないですし、もう少しするとまた変わってくるかも。

矢澤 難しいですね。お子さんの将来が決まってしまう重要な場面ですので、私も悩みながら考えて、裁判官や調停委員と相談したりして方針を検討しています。

龍川 裁判官もとても悩めます。人生に大きな影響を与えることですので、チームのみんなと一緒に日々悩みながら仕事をしているという感じです。

児童室

—お子さんの気持ちに配慮した調査のために—

家庭裁判所調査官が、お子さんからお話を聴いたり、親と子の交流の様子を確認したりするときに使います。お子さんの不安や緊張を和らげられるよう、おもちゃを置いて、マジックミラー越しに様子を確認できるようにもなっています。



さらに利用しやすく 一家事調停手続におけるウェブ会議の試行一



めちゃくちゃきれいに映っている！



映像も全然タイムラグがない！むしろちょっと早いぐらいです(笑)

ウェブ会議の試行

調停制度がさらに利用しやすいものとなるよう、令和3年12月から、東京、大阪、名古屋、福岡の家庭裁判所において、家事調停手続におけるウェブ会議の試行を行っています。

ウェブ会議のメリット

①当事者の裁判所に来る負担を軽減

裁判所に来るための時間が不要になります。仕事を休まずに済んだり、遠くから裁判所に来る負担も軽減できます。

②安心・安全な手続を実現

当事者同士が同じ裁判所に来なくてよくなるため、対面による危険や心理的負担を回避・軽減でき、安心・安全な手続を実現できます。

③新型コロナウイルス感染症対策

コロナ下においても、不安を感じることなく、調停に参加していただくことができます。

最後に



松尾 調停手続の手数料が安いのにびっくりしました。安心価格でやっていることをもっとアピールすればいいのと思います。



長田 裁判所ってハードルが高いなと思っていたけど、意外に身近なんだと感じました。

調停の申立てをするために弁護士さんに依頼しないといけないと思っている人が多いんじゃないかな。裁判所の窓口に来れば、一人で簡単に手続ができるということがもっと広く知られば良いと思います。裁判所でもSNSで「調停チャンネル」みたいなのをやって、情報発信した方がいいんじゃないかな。それから、市区町村の窓口でも、調停手続がありますよといった案内を、全面的にやってもらいたいですね。

チョコレートプラネットのお二人の体験を通じて、皆さんも、調停制度について知っていただけましたでしょうか。

もしものときに解決の選択肢に加えていただけると、大変うれしく思います。裁判所としても、利用しやすいものとするためにこれからも日々頑張ります。

チョコレートプラネットのお二人、ありがとうございました！

